第４章　　施策の体系

**４－１　本市の施策体系**

**４－１－１　コロナ禍における施策の拡充**

平成２１年以降１０年間にわたり減少していた全国の自殺者数が、令和２年に前年度比９１２人（約4.5％）と増加しました。特に１０代、２０代の女性の増加率が特徴的です。背景として、新型コロナウイルスの感染拡大による社会環境の変化が考えられ、厚生労働省は、「社会・経済活動の自粛の影響や学校の休校など生活環境の変化の影響を受けやすい女性や若年層で自殺者数の増加が生じた」との見方を示しています。これらの女性や若年層での自殺者数の増加は、令和２年にとどまらず、平成３０年にも同様の傾向が見られていました。平成３０年は、全国で増減があるものの、有識者の中には、大阪府では「平成３０年に起こった大阪北部地震及び台風２１号による甚大な被害が影響しているのではないか」との見解も示されているところです。

このことから、自然災害やコロナ禍などの発災時には、女性や若年層への自殺対策の必要性が見えてきました。そのため、コロナ禍においては、経済的困窮にある人、女性や若者への施策を担当する部署との連携強化が必要です。

図６：本市男女別自殺者数

出典：箕面市地域実態プロファイル2020

図７：本市年齢別男女別自殺者の推移

出典：箕面市地域実態プロファイル2020

令和２年における本市の状況では、女性や若年層での自殺者が増加しています。自殺対策推進センターや内閣府の調べからコロナ禍において、女性や若年層での自殺が増える要因は以下のように分析されています。

●中高年男性は、仕事のように外部との交流がストレスとなり得ますが、女性や若者は身近な人間関係にストレスを感じる傾向があることから、外出自粛下での自殺が増加したといわれています。

●女性は、暮らしや仕事・経済面の問題（非正規雇用の多さなど）に加え、ステイホームによるＤＶ被害の増加も影響しています。全国の配偶者暴力相談支援センター等に寄せられた相談件数は令和２（2020）年度は１９万３０件で，前年度比で約１．６倍に増加しています。

●子どもや若年層では、親の生活不安やストレスが高まり、弱者である子どもへの暴力・虐待の増加や、長期間の自粛が開けた学校再開時に子ども自身が感じるストレスや学業不振が要因となっています。

新型コロナウイルス感染症のまん延が続く中、生活不安やストレス、在宅の時間の増加等により、今後も女性や子どもへの暴力の増加や深刻化が懸念されています。ＳＯＳが出しやすい環境やＳＯＳを受けることが出来る相談窓口の周知等を関係機関と連携しながら進めていく必要があります。

**４－１－２　本市の施策体系の考え方**

国の大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」という基本理念のもと、経済・生活問題、健康問題等自殺の背景・原因となる様々な要因に対し、制度や慣行の見直し、相談・支援体制の整備という社会的な取組により自殺予防が可能であるとされています。

また、健康問題や家庭問題等、一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあるといわれています。

　本市では、「箕面市地域福祉計画」の基本目標の一つに「福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備」を揚げています。これは、自殺対策にも共通する行動目標です。様々な施策や関係機関・団体との連携を通じ、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことで、自殺リスクを低下させる施策づくりや相談体制の構築を推進していきます。

**【施策体系図】**

最終目標

誰も自殺に追い込まれることのないまち

基本的な考え方

①自殺対策に包括的に取組むための連携強化

②誰も自殺に追い込まれることのない安心できる

まちづくり

③自殺を取り巻く様々な問題を明確にし、総合的

に対策を推進

基 本 施 策

年代・分野別

①地域におけるネットワークの強化

②自殺対策を支える人材の育成

③住民への啓発と周知

④生きることの促進要因への支援

子ども・若者

障　害　者

高齢者

生活困窮者

**４－１－３　本市での取り組み**

本市では、国の示す基本施策（①～④）や統計データ等をもとに、生きる支援関連事業として次の施策に取り組みます。

　　①地域におけるネットワークの強化

　　②自殺対策を支える人材の育成

　　③住民への啓発と周知

　　④生きることの促進要因への支援

　　⑤子ども・若者への支援

　　⑥障害者への支援

　　⑦高齢者への支援

　　⑧生活困窮者への支援

　このうち、⑦高齢者への支援と⑧生活困窮者への支援は、箕面市地域実態プロファイル（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料）において、過去５年の箕面市の自殺の特性から重点的に取組む内容として推奨されていることから、重点施策として、取組むものとします。

**４－２　基本施策**

**４－２－１　地域におけるネットワークの強化**

自殺の要因となる様々な生活課題解決に向け、庁内関係機関だけでなく他機関や民間関係機関などで構成される連携会議等を実施します。また、様々な相談機関が「生きるための支援」を実施するにあたり、「つなぐ」「みんなで支える」という機能を発揮できるよう連携強化に資する情報発信を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| 【**自殺対策**】  庁内部局に自殺対策進捗シートの作成を依頼し、自殺予防に資する様々な事業の棚卸しを実施するとともに、集約した結果を発信します。 | 地域保健室 | 庁内課室 |
| 【**困難事例個別会議**】  庁内外の関係団体が集まり、高齢者の支援困難事例に関して、多様な視点で支援方法を検討します。 | 地域包括支援センター | 地域包括ケア室  ケアマネジャー  医師、弁護士  民生委員　等 |
| 【**虐待対応**】  虐待事案について虐待を受けている本人や家族等への支援を通し、虐待の背景にある様々な問題を把握し、解決に向けた支援方法について検討します。  高齢者虐待・障害者虐待・児童虐待 | 地域包括ケア室  児童相談支援センター | 地域包括支援センター  箕面市要保護児童対策協議会　等 |
| 【**要連携生活相談事業**】  心身の保護または生活の支援が必要な市民を確実にキャッチアップし、適切な相談先につなぎ、迅速かつ適切に市民の心身の保護または生活の支援を行えるよう庁内連携を行います。 | 市民サービス政策室 | 庁内課室 |

**４－２－２　自殺対策を支える人材の育成**

地域のネットワークの強化に加え、自殺予防に必要な視点をもつ人材の育成も大切です。「誰もが追い詰められた果てに死を選択することがある」ということを理解し、身近な人や相談者の状況から適切な専門機関につなぐ必要があると察知することが支援の入口となります。気づき、つなげることのできる人材がいて、地域のネットワークが機能していきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| 【**人材育成（窓口職員向け）**】  うつや自殺にいたる心理状態などへの理解を進めることで、相談者の様々な問題に気づき、適切な機関につなぐことのできる人材育成を目的に、人事室が実施する人権セミナーで全庁職員を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。 | 地域保健室 | 人事室 |
| 【**人材育成（市民向け）**】  市民や庁内外の関係団体を対象に、うつや自殺にいたる心理状態などへの理解を深めるとともに、身近な人の相談を受け止め、専門機関へつなぐ方法などをゲートキーパー養成講座で伝えます。 | 地域保健室 |  |

**４－２－３　住民への啓発と周知**

自殺は様々な生活問題を要因としていますが、日常の生活のなかでは、その言葉を目にすることや聞くことはあまりありません。そのため、知りたい情報が得られるような周知のありかたや定期的な情報の発信が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| **【広報紙・ホームページを通じた広報活動】**  自殺予防週間、自殺対策強化月間には広報紙に相談機関一覧を掲載します。また、ホームページにも掲載します。 | 地域保健室 | 箕面広報室 |
| **【相談窓口等での啓発】**  庁内の相談窓口で、自殺予防週間及び自殺対策強化月間に、自殺予防ののぼり旗とリーフレットを設置し、広く自殺予防の啓発をします。  また中央図書館では、自殺対策強化月間に自殺予防関連図書コーナーを設置します。 | 地域保健室 | 中央図書館  庁内関係機関 |
| **【ゲートキーパー養成講座】(再掲）**  　自殺にいたる要因などの理解をすすめるとともに、支え、つなぐ等身近な人への支援について啓発します。 | 地域保健室 |  |

**４－２－４　生きることの促進要因への支援**

　自殺は、経済困窮や孤立・孤独、健康問題など様々な要因により引き起こされるといわれています。生きることを阻害する要因を減らし、誰かとつながることは「生きることへの支援」になることから、居場所づくりや就労支援など多岐にわたる分野での支援を進めていきます。

| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| --- | --- | --- |
| **【健康相談】**  こころや身体の健康相談を保健師等が実施します。 | 地域保健室  高齢福祉室  子どもすこやか室 | 庁内課室 |
| **【ひとり親相談】**  ひとり親に対し、自立に向けた就労支援や子どもへの入学祝い品の贈呈などを行います。 | 子育て支援課  健康福祉政策室 | 箕面市社会福祉協議会  箕面市母子寡婦福祉会 |
| **【生活困窮者自立支援事業】**  生活困窮者（生活保護に至る手前段階）に対し、就労の支援やその他の自立に関する問題についての相談を受け付けます。 | 生活援護室 | 箕面市社会福祉協議会  地域保健室 |
| **【女性相談】**  女性が直面する不安や悩みに対し専門女性カウンセラーが面接を実施します。 | 人権施策室 |  |
| **【児童家庭相談】**  １８歳までの子どもやその養育者などから電話・窓口相談を受け、養育への助言や関係機関につなぐなどの支援を行います。 | 児童相談支援センター |  |
| **【母子相談】**  小学校中学校入学、祝いの品の贈呈や、母子そろってのレクリエーションなどの親睦を深めるための行事の実施（随時）するとともに、母子相談を随時実施します。 | 健康福祉政策室 | 箕面市社会福祉協議会  箕面市母子寡婦福祉会 |
|  |  |  |
| **【外国人市民のための生活相談事業】**  韓国・朝鮮語、中国語、英語、ベトナム語、ポルトガル語、やさしい日本語による生活相談を行います。また、外国人のかたが安心して医療にかかれるよう通院同行などのサポートも行います。 | 文化国際室 | 箕面市国際交流協会  みのお外国人医療サポートネット |
| **【各種セミナｰ等】**  労働・就労に関するセミナーや外国人向け多言語による防災・生活セミナー等、様々な分野で生きる支援につながる講座を行います。 | 箕面営業室  障害福祉室  地域包括ケア室  人権施策室  子どもすこやか室  文化国際室 | 箕面市国際交流協会  市内障害者相談事業所等  当事者団体･地域団体  保健所  地域包括支援センター　等 |
| **【サロン活動】**  乳幼児とその保護者や高齢者への居場所づくりのため、各小学校区の地区福祉会が開催する集いの場に出向き、育児相談や健康に関する相談を行います。 | 高齢福祉室  子どもすこやか室  子育て支援課 | 箕面市社会福祉協議会  箕面市民生委員児童委員協議会 |
| **【女性に対する暴力をなくす運動等】**  ＤＶをはじめ、ストーカーや性犯罪など女性に対する暴力防止に関する講演会の開催や公共施設などで啓発を行います。 | 人権施策室 |  |

**４－２－５　子ども・若者への支援**

　子どもや若者に対し、生きるための支援や居場所づくりを支援します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| **【子どもサポート事業】**  外国にルーツをもつ子どもの学習支援と居場所づくりを進めます。 | 文化国際室 | 箕面市国際交流協会 |
| **【学力保証・学習支援事業】**  不登校や引きこもり、生活困窮世帯等の児童生徒の学力や自尊感情を高め、登校の再開や定着を図るために学生サポーターによる学習支援等を実施します。 | 放課後子ども支援室 |  |
| **【就職支援講座等の開催】**  若年層をはじめとする就職困難者や求職者を対象に、雇用相談や求人情報の提供、セミナーを開催します。 | 箕面営業室 |  |
| **【いのちのバトンタッチ】**  園児を対象に、命の大切さを教えるとともに、自己肯定感を高めるための講座を開催します。 | 子どもすこやか室 | 幼稚園・保育所 |
| **【子どものための「箕面市いじめ・体罰ホットライン」】**  いじめに関する相談を受け付けます。（平日９時から１７時） | 児童生徒指導室 |  |
| **【教育相談】**  学習・不登校・友人関係・子どもの発達の心配などの相談に対し、臨床心理士など専門職員が相談に応じます。 | 児童生徒指導室 | 教育センター |

**４－２－６　障害者への支援**

　障害のあるかたが安心で自立した生活が営めるよう支援を進めるとともに、障害の有無に関係なく、地域のなかでともに生きていける地域をめざし、さまざまな研修会等を実施します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| **【障害児（者）相談支援事業】**  障害児（者）及びその保護者の生活の不安や困りごと等の相談に応じます。 | 地域包括ケア室 | 基幹相談支援センター  市内委託事業所 |
| **【「地域で生きる」障害者問題市民講座】**  障害者等の理解促進を図るため、障害者支援に関わる団体等から講師を招き、講座を開催します。 | 障害福祉室 |  |
| **【障害者問題連続講座】**  障害者問題、基本的人権に関する市民意識の向上を図るため連続講座を開催します。 | 障害福祉室 |  |
| **【障害者市民就労支援パソコン講座】**  障害のあるかたを対象に就職支援のためのパソコン教室を開催します。 | 箕面営業室 |  |
| **【虐待対応】（再掲）**  虐待事案について虐待を受けている本人や家族等への支援を通し、虐待の背景にある様々な問題を把握し、解決に向けた支援方法について検討するとともに、関係機関での研修会を開催します。 | 地域包括ケア室 | 自立支援事業所等 |

**４－２－７　高齢者への支援　【重点施策】**

　高齢になると、身近な人の死や身体の老化等など様々な要因で抑うつ状態になりやすく、また現役世代からのリタイアにより地域社会からの孤立化も進みます。そのため、身近な地域での居場所づくりや見守りネットワークの活用により、高齢者の心身の変化を早期発見するしくみづくりが必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| **【困難事例個別会議】（再掲）**  庁内外の関係団体が集まり、高齢者の支援困難事例に関して、多様な視点で支援方法を検討します。 | 地域包括支援センター | 地域包括ケア室  ケアマネジャー  医師、弁護士  民生委員　等 |
| **【高齢者いきいきふれあいサロン】**  各小学校区の地区福祉会が開催する高齢者の居場所づくりのための通いの場に出向き、介護予防や生活習慣病の改善等心身の健康に関する講話の実施や相談に応じます。 | 高齢福祉室 | 箕面市社会福祉協議会  箕面市民生委員児童委員会  地域包括支援センター |
| **【高齢者健康相談】**  介護予防に関する知識の普及啓発により、高齢者自身が積極的に介護予防に取り組むことが出来るよう専門職による相談支援を行います。 | 高齢福祉室 |  |
| **【虐待対応】（再掲）**  虐待事案について虐待を受けている本人や家族等への支援を通し、虐待の背景にある様々な問題を把握し、解決に向けた支援方法について検討します。 | 地域包括ケア室 | 地域包括支援センター、  ケアマネジャー　等 |

**４－２－８　生活困窮者への支援【重点施策】**

生活する中で起こる様々なライフイベントは、時に病気や事故、災害や会社の業績不振による離職など個人ではどうすることもできない要因であることや予期できないものもあります。経済的な困難だけでなく、さまざまな問題が複雑に絡み合っていることから、複数の機関が連携し支援をする必要があります。

| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| --- | --- | --- |
| **【自殺対策】（再掲）**  庁内部局に自殺対策進捗シートの作成を依頼し、自殺予防に資する様々な事業の棚卸しを実施するとともに、集約した結果を発信します。 | 地域保健室 | 庁内課室 |
| **【自立相談支援事業】**  生活の困りごとや不安を、相談員が相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 | 生活援護室 | 箕面市社会福祉協議会  地域保健室 |
| **【就労準備支援事業】**  「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難なかたに、６ヶ月から1年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。 | 生活援護室 | 箕面市社会福祉協議会 |
| **【家計改善支援事業】**  家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。 | 生活援護室 | 箕面市社会福祉協議会 |
|  |  |  |
| **【住居確保給付金】**  離職などにより住居を失ったかた、または失うおそれの高いかたに、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。 | 生活援護室 |  |
| **【一時生活支援事業】**  住居をもたないかた、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にあるかたに、一定期間、宿泊場所や移植を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。 | 生活援護室 | 大阪府  大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会 |
| **【豊能地域合同労働問題セミナー】**  労働に対する諸制度を学び、これからの働き方について考える機会の創出のためのセミナーを開催します。 | 箕面営業室 |  |
| **【就労支援講座】**  ニートやひきこもりなど就職に際して課題を抱えた市民を対象に就職活動の一助となるための講座を開催します。 | 箕面営業室 |  |
| **【１日ハローワーク】**  若年者をはじめとする就職困難者や求職者を対象に、雇用相談や求人情報の提供、セミナーを開催します。 | 箕面営業室 |  |

**４－３　自殺対策所管部署（地域保健室）の取組**

**４－３－１　府・保健所との連携**

本市を所管する池田保健所では管内２市２町に対する支援として、年１回の管内自殺対策担当者情報交換会を実施しています。２市２町の自殺対策状況を共有するとともに、スーパーバイザーとして大阪府こころの総合センターも参加することで、府専門機関との意見交換ができ、その後の連携にも役立てています。

通常の業務の中では、保健所が実施する「こころの健康相談事業」を活用し、専門医に支援困難事例への対応や支援方針の相談する場の提供を受けています。

また、大阪府においても年１回、府内自殺対策担当者会議を開催されており、大阪府における自殺対策について知るとともに、府内市町村の様々な取組みを情報交換する機会となっています。

**４－３－２　市民への啓発と周知**

本市では、地域保健室のほか、自殺のリスクを抱えた人が来所する可能性のある相談窓口で対応する職員に向けた人材育成（ゲートキーパー研修）を実施しています。

また、自殺を企図した時に誰かと話すことや約束をすることが自殺をとどまる力になるといわれていることから、厚生労働省が主体となって相談窓口の多様化が進められてきました。２４時間対応の電話相談を始め、最近では、厚生労働省が１０代の若者向けのチャット相談やアプリによる相談などＳＮＳを利用した相談窓口をＮＰＯに委託して実施するなど、民間の力も活用した相談窓口の拡充が進められています。このような多様化された相談窓口の周知のため、ホームページに最新の情報や相談窓口につながるＱＲコードを啓発チラシに掲載するとともに、自殺対策強化月間や自殺予防週間には市広報紙にも掲載し周知を行います。（巻末資料１＿相談窓口一覧を参照）

**４－３－３　各種相談機関同士のネットワークづくり**

自殺対策担当部署（地域保健室）では、自殺に関する相談窓口等の周知やこころの健康に関する相談支援のほか、自殺にいたるリスクのある人を発見し専門機関につなげることのできる人材の育成や各種相談機関同士のネットワークづくりなどを行います。

| 基本施策 | 実施内容 | 実施回数 |
| --- | --- | --- |
| 地域における  ネットワークづくり | 庁内部局に自殺対策進捗シートの作成を依頼し、自殺予防に資する様々な事業の棚卸しを実施するとともに、集約した結果を発信します。 | 年１回 |
| 生活困窮者支援に関する連絡会議等で自殺に関する状況報告を行うことで関係機関との情報共有や発信を行います。 | 年１回 |
| 自殺対策を支える人材の育成 | ・市民に対し、身近な人の異変に気づき、話を聞いて見守り、専門機関につなぐことができるゲートキーパーの養成を行います。  ・福祉等関係職員に対して、ゲートキーパー養成講座を実施します。  ・窓口や電話対応を行う初期相談対応者に対して、適切な対応能力向上のための研修を実施します。 | 年２回 |
| 市民への啓発と  周知 | ・自殺予防週間（９月）と自殺対策強化月間（３月）に併せて重点的な啓発活動を実施します。  ・悩みや不安を抱える人にとって、わかりやすい相談窓口の情報を発信します。  ・地域の要望に応じて、こころの健康に関する出前講座等を実施します。 | 通年 |
| 生きることへの  促進要因への支援 | 市民からのこころや身体の健康相談を実施します。 | 通年 |
| 子ども・若者への  支援 | 児童や生徒保護者や学校職員等からのこころの健康に関する相談について、適切な相談窓口へのつなぎを行います。 | 通年 |
| 障害者への支援 | 精神障害者保健福祉手帳の有無にかかわらず、こころの健康に関する相談支援を行います。 | 通年 |
| 高齢者への支援 | ８０５０問題として社会問題となっている高齢者と子ども世代の引きこもりに対し、関係機関と連携をしながら、適切な医療受診や社会との接点づくりなどを行います。 | 通年 |
| 生活困窮者への  支援 | 生活相談窓口や生活保護担当者と協働し、対象世帯の心身の健康に関する相談支援を行います。 | 通年 |

**４－３－４　自殺対策担当部署の進捗管理**

本計画に掲載している全庁的な取組みは、本来ライフイベント毎に各分野で実施されているものがほとんどですが、その事業に「自殺予防」の視点を取り入れるとともに、横断的な相談支援体制の構築が必要です。そのため、本計画の改定を機に年度毎にライフイベントにかかる各種相談や事業等を自殺予防に関連するものを取りまとめ、現状の分析を行い、課題とまとめの発信を行います。

現時点では、進捗管理シートによる庁内の関連事業の掘り起こしと関連事業の取りまとめを行い、その結果をフィードバックするなど関係部署への働きかけを行います。（巻末資料２＿計画の進捗状況参照）

また、自殺の大きな要因となる経済的困窮のかたへの支援を推進する生活困窮者自立支援推進協議会において、本市の自殺の現状や進捗について共有を図ります